

③と④の史料は、義教没後のものである。管領が將軍幼少または空席のため、主導権を握った時期のものであるが、義教時代においても同様に管領内意見具申機関は存在したと考えられる。それは、管領評定始が行なわれていた事実からも察せられることである。左にあげた⑤の史料は、將軍義持期の管領評定始の様子を示しているものである。同史料によると、応永二十八年七月二十九日、細川右京大夫入道道観（満元）が管領職を辞し、同年八月十八日、畠山左衛門督入道道端（満家）が管領に再任された、管領代替わりの評定始である。「騎馬五番」とあり、きらびやかな式であったことが伝わってくる。

⑤ 『花宮三代記』 応永廿八年（一四二一）十一月二日

管領評定始、（畠山満家）騎馬五番（騎次ハムネタテコシ）御所様出仕以後、三寶院へ有御成。其次管領へ御成アリテ供ノ馬共被御覽。

右の史料によると、この時、前任の管領細川満元（法名道観）も、当任管領畠山満家（法名道端）も共に出家した身である。武家は出家してもなお、政治に参画できたことを如実に示すものである。

次節では、評定衆がどのように「意見」に関わっていたのかを検討してみたい。

第七節 評定衆と意見

鎌倉幕府制度の原則を引き継いだ評定 引付の制度は室町時代初期には確認されるが義詮の頃には衰退する。貞治元年（一三六二）、管領制が成立、斯波義将が初代管領に就任し裁判その他諸政務機関を総轄するに至る。その結果、評定衆引付頭人の制度は形骸化したというのが、現在までのところ一般的な見方である。本節では、將軍專

制化が最も高まった時期、永享年間の意見制のなかで嘗々として生き残ってきた評定衆が担った役割について考えてみたい。

管領制が成立した以降の評定衆とは、評定始に列席する資格を得た人のこと、つまり、式評定衆を指し、家格を表すものになった¹⁰⁷。評定始の記事は、既述『花宮三代記』に詳しい。例えば、応安六年（一二三三）十二月二十七日条、「布施弾正大夫入道昌積、斎藤右衛門入道玄観、可為式評定衆之由被仰出詔」とあり、「式評定衆」呼称の存在が知見される。

さて、三大將軍義満は、北山第において御前沙汰を行なっていたとされるが、定期的に実施されたものではない。御前沙汰を制度化し政治の中心に位置付けたのは六代將軍義教である。この義教時代の評定衆が形骸化していたは目されながらも、独自の能力と家格を駆使し、幕府との関わりを持っていたこともわかっている。では、どのような関与が幕府と評定衆の間に介在したのか考察してゆきたい。

室町時代初期には、評定衆員数も十人以上数えられたが、義持時代以降になると、波多野、二階堂、撰津、問注所氏らに大方固定化する¹⁰⁸。彼らは鎌倉幕府以来、評定衆、引付衆としてあり、他の文筆の家の奉行人層（右筆衆）より高い家格の家（頭人とも称される）として位置付けられていたとされるものであるが¹⁰⁹、それではここで、満済が日記に書留めている幕府官僚としての日常を覗いてみたい。

まず、撰津満親掃部助と二階堂山城守之忠は、日記中、他の二氏より多く登場する。特に満親は、斎藤、松田、飯尾といった右筆方奉行人といっしょに満済のところへ室町殿の御使としてしばしば見える。

二十三日晴、今朝自御所以撰津並斎藤加賀守、松田八郎左衛門尉三人被仰、御元服当日御加持任御佳例予可参申云々、次御祈事被任応安之例、可被仰地藏院歟、宣可計申入云々（略）（『満済准后日記』正長二年（一四二

九）二月二十三日条）

三月九日快晴、(略)自御所以撰津掃部助、斎藤加賀守、飯尾八郎左衛門尉三人被尋仰事、今夜御元服之後、内裏へ沙金百両、御馬一疋、被置御鞍（總敷）、御劍（銀）、一腰、可被進之也。応安元年鹿苑院殿御元服之時、此色々以西園寺被進内裏也。然者今度之儀可為如此如何、次沙金御劍等ヲ応安二八内裡へ被進了、今度仙洞御座之間可為何様哉、此兩条可計申入云々(略)、『満済准后日記』正長二年三月九日条)

満済は、使者の名を日記に記入する際、必ず、撰津満親を筆頭にしている。他の奉行人より上位であることを意識していることであろうか。

さらに、満親は、將軍・満済・管領の三者の間を往還し、意見の取次ぎをしている様子も見える。

(略)其間事具可為時官之旨申入了。（義教）撰津掃部申云、（満親）管領へモ此等子細意見之趣可被申入旨被仰出云々。仍管領意見何様候哉之由相尋処、先此御門跡御意見之分承。追可申入之由被申云々(略)、『満済准后日記』正長二年三月九日条)

ここに見える彼の仕事ぶりから、満親が幕府官僚中、有能で信頼度の高い人物であったことが窺える。次いで、同三月十五日、前にも増していつそう名譽ある役目が彼に廻ってきた。「將軍宣下、於室町殿撰津掃部助請取之」とあり、將軍宣下を請取る大役を果たしているのである。鎌倉以来の名門、評定衆満親の面目を施した一日であったことが窺える。

さて、義教の専制政治も永享五年(一四三三)頃には、ほぼ確立した段階と思われるが、同年八月九日の記述には注目される。

評定衆撰津満親と波多野(元尚)が登場し、「管領方」も記されているのがわかる。

九日晴、早旦出京、管領来臨、就河野加賀入道事、頭人兩人波多野入道翻牛玉裏申意見了。其子細八祇園神主代僧去々月比歎被殺害了。仍彼僧若党召捕究問処(略)然者下人罪必可懸主人條又式目法也。旁不可遁歎之由頻被仰出問、白狀計ニテ御罪科可為何様哉。次若党逐電事、主人不存知者又可為不本事歎問、兩條尤可有御究明之由、管領歎申ニ付テ、被尋頭人処、以告文申狀兩條如管領申。雖為白狀御究明尤可存之。且式目ニモ白狀計ニテ無証掘并証人者不可罪過旨在之由申入了。仍此告文今日備上覽処、可有御究明云々。此由申遣管領方了(略)『満濟准后日記』永享五年八月九日条)

とあり、將軍と、「管領方評定衆」の遣り取りを観察することができる。「管領方」という部局については、私の意見として前節で明らかにした通りである。

また次に示す中原康富の日記に、同様に鎌倉以来の名門、評定衆波多野出雲入道の幕府内における実際の場を読み取ることができる。公人奉行飯尾為種は評定衆を許された奉行人である。そこで、名門波多野と座次を争ったというのである。

飯尾肥前入道永祥者(為種)評定衆也、去廿二日御評定始日、与頭人波多野出雲守座席令相論也、為評定衆上者、任位階上首可著頭人出雲上之由肥前申之、出雲申云、雖為衆為奉行人之間、不可著頭人上之間、可著肥前上之由、出雲守募申之、於去廿二日者出雲守著肥前上云々(康富記)嘉吉二年八月二十八日条)

右は飯尾為種永祥と波多野出雲守元忠との武家の座次相論を公家の外記中原康富が興味を覚え、書き留めたもの

であろうか。この記事は義教が誘殺された翌年の記録であるが、評定始が例年通り実施され、頭人波多野出雲守が公人奉行飯尾為種の上席に着したことを伝えている。鎌倉以来の評定衆は家格が高いということなのであろう。

管領は、この年六月二十九日に細川持之から畠山持国に交替しているが、幼少の義勝の將軍宣下は、嘉吉二年（二四四二）十一月十七日である。このような事件（嘉吉の変）の直後であっても、管領によって幕政が揺るぎなく運営されていく、幕府内部の状況が窺われるこの記事の内容は、重要な記録として評価できよう。

ところで、他の評定衆町野や二階堂についてもその存在を日記に拾ってみよう。町野（太田問注所）については、前節で記述したので、二階堂の消息を尋ねてみたい。まず、二階堂は、『満濟准后日記』（永享二年七月二十五日条）に御拝賀に供奉する官人として見えるが、同日記によると、波多野入道宿所で若公が誕生したことにより（永享六年二月九日条）、二階堂山城守之忠が御産総奉行（御産所御祈奉行）として大活躍している様子が綴られている（永享六年二月十日、同二月十一日条）。義教室重子が若公（義勝）を出産した祝着歎喜の様子が日記中に溢れ室町殿の威勢が伝わってくる。右に書き上げた通り、將軍家の大事には評定衆の某かが関わっているように見えるが、当該期全評定衆中、摂津氏の勢いが抜群である。

さて、次に本節の主たるテーマであるところの、評定衆が義教の意見機関としての役割を果たしていた点について考えてみたい。義教の御前沙汰において、將軍が政務決裁や訴訟判決をする際、意見の諮問があったり、それに対する意見状の作成が行なわれたことはすでに見た通りである。本節では、旧来の評定衆に対しても、意見諮問があったこと、また時には、評定衆諸判の意見状が上程されていたことを考察対象とする。既述した通り、評定始（式評定衆）¹¹⁰ についての中田薫の見解¹¹⁰ は一応納得できるが、本稿では引付が廃絶された以降の評定衆と評定（評議）のあり様について検討を試みたい。

既述した如く、すでに笠松宏至の「評定衆と右筆方の併存」の論がある。そこで、評定衆連署の意見状を検討し

考察してみよう。

今までのところ、四点の意見状がわかっている（ここでは応仁の乱以前の場合を対象とする）。それらを表2にまとめてみた。まず評定衆名に注目してみたい。

表中①～④の意見状に署名しているのは、旧来の評定衆である。しかし、その中に奉行人一人が混じっているのが見知される。①②の意見状には、飯尾為種、③④の意見状には、飯尾貞元となっている。

なぜ、評定衆が署名する意見状に奉行人が一人加わっているのか。評定衆意見状に奉行人名があるということは、右筆方と何らかの関連があると推定できる。①～④にある二人の奉行人に共通する点を考えるに、彼らが当該期の公人奉行であったことである¹¹²⁾。前節で掲げた永享三年十月二十八日起請文の「干時公人奉行松田丹後入道満秀」の署名から類推できることであるが、彼らは奉行人の筆頭で全体を統括する地位にある。評定衆に連なり御前沙汰着座御免の資格もある。また、公人奉行は何事の結番には編成されないが、式日には出仕するのが例とい¹¹²⁾。

右の説明だけでは、その職種がまだ判然としない。右筆方との関係が不明である。そこで次に、評定衆撰津之親（撰津修理大夫之親三十五歳）の日記を読むことにより、具体的に観察してみたい。この日記『長祿四年記』は内閣文庫架蔵写本として伝わるもので、長祿四年（一四六〇）七月朔日から同年十二月三十日に至る短いものである。評定衆が書いた日記という点が最も注目されるところで、御前沙汰における評定衆の役割や右筆方との関わりを知るうえに役立つ史料である。引付史料ではないが、当時の記録史料の残り方から考えるに、個人の日記とはいえ、公的な意味合いも含まれる日記（記録）として作成されたとも考えられる。政治史的にみれば、義政初政の頃にあたり、長祿元年（一四五七）以降、伊勢貞親推進の將軍専制体制に入つた時期である。

次にこれを抄記し、当時の実状を窺つてみたい。（設楽薫研究報告「室町幕府評定衆撰津之親の日記長祿四年記の研究」が参考になった。）

表2 評定衆（応仁の乱以前における意見状署判者）

年号	評定衆名	人数	参考事項、出典など
永享一（一四三九年）	元尚（元昌） ^{因幡守} （波多野） 之忠 ^{法名} 行充（二階堂） 増悦（不明） 満親 ^{法名} 常承（摂津） 公人奉行 為種 ^{法名} 永祥（飯尾）	五人	<ul style="list-style-type: none"> 『普広院殿御服記』群書22 永享11年6月8日「堺相論湯起請事」評定衆意見状 『中世法制史料集』参考資料319号 『花宮三代記』応永32年1月11日「頭人三人出仕、摂津満親、波多野因幡守元昌、問注所刑部少輔康雄」元尚は元昌
文安一（一四四五年）	常承（摂津掃部頭入道） 《満親》 行充（二階堂中務少輔入道） 《之忠》 通定 淳康 ^{町野} （問注所加賀守） 公人奉行 為種 ^{法名} 永祥（飯尾）	五人	<ul style="list-style-type: none"> 『小笠原文書』文安2年11月24日、『満濟准后日記』永享6年2月22日 『斉藤基恒日記』享徳元年二月廿九日「摂津入道常承尙満親死去、息掃部頭之親」 『康富記』嘉吉2年8月29日「飯尾肥前入道永祥着評定衆也、去廿二日御評定始日与頭波多野出雲頭座席相論也」、同年6月4日条参照「町野」
康正一（一四五五年）	之親（摂津） 元忠 ^{法名} 雲禪（波多野） 忠行 ^{山城守} （二階堂） 公人奉行 貞元 ^{法名} 常恩（飯尾）	四人	<ul style="list-style-type: none"> 『前田家古蹟文徴』康正元年12月2日 『斉藤基恒日記』文安6年1月11日「御評定、二階堂山城守忠行始着座、飯尾美濃守貞元始着座」、同年4月26日「政所執事、被仰付二階堂山城守忠行了」
長祿三（一四五九年）	之親（摂津） 淳康（町野） 元忠 ^{法名} 雲禪（波多野） 公人奉行 貞元 ^{法名} 常恩（飯尾）	四人	<ul style="list-style-type: none"> 『実相院文書』長祿3年12月 日 『斉藤基恒日記』康正2年1月11日「御評定、二階堂城州忠行、波多野雲禪元忠、飯尾濃禪常恩」、同年1月10日「肥禪永祥依所劣近年撰着座」

注 ~ 署判者の構成が同様である。公人奉行1名が加わっている。公人奉行は奉行衆の筆頭である。

<p>『長祿四年記』（資料抜粋）</p>	<p>解説（筆者）</p>
<p>（長祿四年） 八月九日</p> <p>一、伺事有之</p> <p>八月二十二日 <small>（撰津之親等）</small> 於当方内談有之、 新田羽川越中守申請史々堂領賀州豊田村代官職事也、 意見状之案文有之、 披露飯尾美濃入道、……（略）</p> <p>九月五日</p> <p>一、就意見事、明朝衆中可致出仕之由、常恩使有之</p> <p>九月六日</p> <p>一、任昨日被仰出旨、<small>（評定衆）</small>衆中出仕、之親 元忠・淳康・就惣別欠所、可被置御法者也、（略）</p>	<p>長祿四年（一四六〇）十二月二十一日改元寛正 八大將軍 足利義政 管領 細川勝元</p> <p><small>（評定衆）</small> 之親宅にて内談</p> <p>披露、公人奉行飯尾貞元、法名常恩</p> <p>意見の事について明朝出仕するようにと評定衆之親のもと貞元（公任奉行）の使いがくる（將軍の仰により）</p> <p>（昨日の仰によって）評定衆全員出仕する <small>（撰津）</small>之親・元忠・淳康<small>（評定衆）</small>欠所立法につき意見の諮問あり</p>

一、同間事、右筆方二毛被尋下也、常恩披露之時、於小侍所衆中・右筆方同時二披露也、常恩越度歟、仍衆中座敷お各立者也

(略)

一、毎々意見状調進事、以次先規無之由伊勢守方^二物語了、但普広院殿様御代^三、依上意書進上之段勿論也

九月十日

一、於殿中小侍所、意見事有之、

(略)

同右筆方御尋歟

九月十八日

一、於殿中内談有之、^{披露常恩}奉公山本(略)可為如何哉旨被下、(略)各申上者也、

九月二十三日

一、内談^(是元)就山本(略)於常恩宿所(略)

同懸案について右筆方にも諮問あり

右筆方と評定衆は、別々な場で評議すべき、衆中(評定衆)の上位意識
公人奉行飯尾貞元の落度歟
披露は常恩の役、

評定衆・右筆方、別々に意見状作成。

普広院殿様御代、依上意、書進上之段勿論とある、^(是元)

殿中小侍所にて將軍諮問あり、(評定衆)

同じく右筆方へも諮問

殿中内談、披露常恩、奉公衆山本一件につき、將軍諮問
各申上者也、(意見状なし、口頭で申上る)

九月十八日の奉公衆山本の件につき再度
内談あり

公人奉行飯尾貞元亭で内談

閏九月八日

一、伺事有之

一、(略) 今日被成御判了

九月二十九日

一、於波多野方宿所内談有之

十月二十六日

一、於間注所宿所内談有之

伺事

先日の奉公衆山本の件落居、御判御教書が
下される

内談、(評定衆波多野)
元忠亭

内談、(評定衆)
間注所町野淳康亭、

この日記から明らかなのは、内談(評議)が内談メンバーの邸で回り持ちで順に行なわれていることである。公人奉行貞元邸も例外ではない。また殿中でも行なわれている。

意見は、評定衆と右筆方に別々に諮問があり、各意見状が上程されている。立法など重要懸案の場合には双方の意見を求めてきている。そういった場合にも、評定衆と右筆方が同席しての評議はない。いずれの場合においても披露などの世話役は公人奉行(飯尾貞元・法名常恩)が行なっている。公人奉行貞元は、評定衆と右筆方の双方の意見に関わりを持ってしているようである。したがって、双方に自分を置く場があったことが想定され、双方の評議(意見をまとめるだけでなく審議そのもの)に参加していたと考えられる。『室町家御内書案』によれば(これは応仁文明の乱以降の状況を記したものであるが)、公人奉行亭で右筆方意見の会合が式日を定めて行なわれている。このような記述から、公人奉行の右筆方意見における主導的立場を感知することができる。

一方、公人奉行と評定衆との関わり方を見てみよう。右の『長祿四年記』九月六日条に、「同間事、右筆方二モ

被尋下也、常恩披露之時（略）」とあるように、システムとして公人奉行は双方の世話役たる役人である。文中には評定衆の右筆方衆に対する上位意識がはつきりと見え、それに対し、然程憤慨している様子もなくその任を果たす公人奉行貞元の姿が窺える。この事実からこの二つの集団、評定衆と右筆方は、家格的にもまったく別の集団であり、殿中に占める場も別々であったと⁽¹¹³⁾考えられる。

『長祿四年記』では、当該期公人奉行の任にあった常恩（飯尾貞元）についてのみ知ることができたわけであるが、前掲①②の意見状に名が見える飯尾為種についても同様な考察がされて間違いないと思う。①は永享十一年（一二三九）、②は文安二年（一四四五）に作成された意見状であり、この頃、為種は公人奉行であったことが推察される⁽¹¹⁴⁾。公人奉行は、併存する意見機関を結び取りまとめ役であったと思われる⁽¹¹⁵⁾。

そこで右筆衆が審議し、先例を引く実務の場、幕府政務機関としての「右筆方」があったように、評定衆にも同様な場があったのではないかと考えたのが、前節で示した「管領方」⁽¹¹⁶⁾である。評定衆が自邸を回り持ちで会合の場にしたり、殿中へ出向いたり様子は、『長祿四年記』に見られるが、彼ら四人以外にその下で実務に携わる奉行人層が存在したわけだから、幕府にそれ相応の機関（部署）があつて当然と思われる。つまり、太政官官底のような仕事場の存在である。

意見具申機関「右筆方」と「管領方」は併存し、この二つの機関を繋ぐ役が公人奉行であったと推断する。

「方」について、少々付言すると、中世における「方」を、政務機関などの場合、近現代で使用している課と同じ意味で読むとわかり易いと私は思っている。したがって管領部局内の管領課が「管領方」ということになる。得宗家の家政機関「得宗方」⁽¹¹⁷⁾についても、現在二つの見解があることがわかつている。得宗家の訴訟機関であるとする説と、得宗家公文所のことを「得宗方」とも言い、「得宗方」という機関は存在しなかったとする説である。得宗方を一般名詞で捉え、得宗の方、得宗家のことを指しているとして⁽¹¹⁸⁾

次節では、重臣会議が御前沙汰とどのように関わっていたのか、追求してみたい。